

令和2年7月1日

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会 奨学金支給額の改定について

交通遺児等への奨学金支給額を以下のとおり改定しましたので、お知らせします。

対象者	奨学金の額		支給する時期
	従来	改定後	
小・中学生 ※1	30,000円	<u>40,000円</u>	7月
高校生 ※1	30,000円	<u>50,000円</u>	7月
小学校入学予定者	70,000円	70,000円	3月
中学校入学予定者	100,000円	100,000円	3月
中学校卒業予定者	150,000円	150,000円	3月
高校卒業予定者 ※2		<u>150,000円</u>	<u>3月</u>

※1 7月に支給する奨学金を、小・中学生は3万円から4万円に、
高校生は3万円から5万円にそれぞれ引き上げます。

※2 高校卒業予定者に対し、新たに15万円を支給します。

また上記とは別に、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を踏まえ、今年3月に高校を卒業した交通遺児も含め、一律5万円の一時金を7月に支給します。

<お問い合わせ>

公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会
(事務局：福島県生活交通課内)

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電話 024-521-7158 FAX 024-521-7887

電子メール koutsuu@pref.fukushima.lg.jp